

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成23年3月30日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フタバヤ長浜店 長浜市八幡中山町1141番地の1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社フタバヤ 長浜市八幡中山町1141番地の1 代表取締役 中川智之
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から19時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から19時30分まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から20時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から20時30分まで
- 4 変更年月日 平成23年3月1日
- 5 変更の理由 お客様の要望に因るため
- 6 届出年月日 平成23年2月28日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
滋賀県湖北環境・総合事務所総務課 長浜市平方町1152-2
長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町12-34
 - (2) 縦覧期間 平成23年3月30日から平成23年8月1日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成23年8月1日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1